

基発0316第6号
平成24年3月16日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による特別遺族一時金の支給対象の見直し等について

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）の規定による特別遺族給付金の支給については、「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（「特別遺族給付金」の支給関係）について」（平成18年3月17日付け基発第0317003号。以下「施行通達」という。）により貴職あて通達したところであるが、今般、特別遺族一時金の支給対象の見直し等のため、同通達の一部を下記のとおり改正することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 施行通達の一部改正

(1) 特別遺族一時金の支給対象の見直し

特別遺族一時金の支給対象に「特別遺族年金の受給権者がその請求前に石綿救済法第61条第1項各号に該当するに至りその権利が消滅した場合であって、他に特別遺族年金を受けることができる遺族がないとき」を加えることとし、施行通達を別紙1のとおり改正すること。

(2) その他所要の整備

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第77号）の施行については「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行（「特別遺族給付金」の支給関係）について」（平成20年11月27日付け基発第1127007号）によって、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第104号）

の施行については「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行（「特別遺族給付金」の支給関係）について」（平成 23 年 8 月 30 日基発 0830 第 1 号）によって、貴職あて通達したところであるが、今般これらの内容を反映するため、施行通達を別紙 2 のとおり改正すること。

2 適用関係

記の 1（1）による改正後の施行通達は、原則として本通達の発出日以降に決定を行う事案について適用すること。

ただし、本通達の発出日前に決定を行った事案のうち、記の 1（1）による改正前の施行通達記の 5（1）アに示した特別遺族一時金の支給対象に該当しないものとして不支給決定を行った事案については、記の 1（1）による改正後の施行通達を適用し、改めて決定を行うこと。

「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（「特別遺族給付金」の支給関係）について」（平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317003 号）の一部を次のように改正する。

5（1）ア（イ）中「とき」の下に「又は特別遺族年金の受給権者がその請求前に法第 61 条第 1 項各号に該当するに至りその権利が消滅した場合であって、他に特別遺族年金を受けることができる遺族がないとき」を加える。

「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（「特別遺族給付金」の支給関係）について」（平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317003 号）の一部を次のように改正する。

- 1 3 中「平成 13 年 3 月 26 日」を「平成 28 年 3 月 26 日」に改める。
- 2 4（1）ア（ウ）中「の死亡の時からこの法律の施行の日（平成 18 年 3 月 27 日。以下「施行日」という。）まで」を「がこの法律の施行の日（平成 18 年 3 月 27 日。以下「施行日」という。）の前日の 5 年前の日（平成 13 年 3 月 26 日。以下「特定日」という。）以前に死亡した者である場合にあってはその死亡の時から施行日までの間において、死亡労働者等が特定日の翌日（平成 13 年 3 月 27 日）から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 77 号。以下「平成 20 年改正法」という。）の施行の日の前日の 5 年前の日（平成 15 年 11 月 30 日）までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から平成 20 年改正法の施行の日（平成 20 年 12 月 1 日）までの間において、死亡労働者等が平成 20 年改正法の施行の日の 5 年前の日（平成 15 年 12 月 1 日）から施行日の前日（平成 18 年 3 月 26 日）までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から 5 年を経過した日までの間において、死亡労働者等が施行日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 104 号。以下「平成 23 年改正法」という。）の施行の日の前日の 5 年前の日（平成 18 年 8 月 29 日）までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から平成 23 年改正法の施行の日（平成 23 年 8 月 30 日）までの間において、死亡労働者等が平成 23 年改正法の施行の日の 5 年前の日（平成 18 年 8 月 30 日）から施行日から 10 年を経過する日（平成 28 年 3 月 27 日。以下「10 年経過日」という。）の前日（平成 28 年 3 月 26 日）までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から 5 年を経過した日まで」に改める。
- 3 4（2）中「第 9 条」を「第 15 条」に改める。
- 4 4（4）イ（ア）中「第 1 号」を「第 9 号」に改める。
- 5 5（1）ア（ア）中「施行日において」を「死亡労働者等が特定日以前に死亡した者である場合にあっては施行日において、死亡労働者等が特定日の翌日から平成 20 年改正法の施行の日の前日の 5 年前の日までに死亡した者である場合にあっては平成 20 年改正法の施行の日において、死亡労働者等が平

成 20 年改正法の施行の日の 5 年前の日から施行日の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から 5 年を経過した日において、死亡労働者等が施行日から平成 23 年改正法の施行の日の前日の 5 年前の日までに死亡した者である場合にあつては平成 23 年改正法の施行の日において、死亡労働者等が平成 23 年改正法の施行の日の 5 年前の日から 10 年経過日の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から 5 年を経過した日において」に改める。

6 5 (2) 中「第 10 条」を「第 16 条」に改める。

7 6 中「3 年」を「16 年」に改める。

8 10 中「第 11 条から 13 条まで」を「第 12 条から 14 条まで」に改める。

9 11 中「第 2 号」を「第 10 号」に、「第 3 号」を「第 11 号」に改める。

平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317003 号「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（特別遺族給付金の支給関係）について」
 新旧対照表（下線部が改正部分）（記の 1（1）関係）

改正後	改正前
<p>5 特別遺族一時金</p> <p>(1) 受給者等（法第 59 条第 1 項及び第 2 項、第 62 条並びに第 63 条関係）</p> <p>ア 特別遺族一時金は、次の場合に支給するものとする。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 特別遺族年金の受給権者がなくなった場合において、それまでに支給された特別遺族年金の額が、1200 万円（(ア)の場合に支給されることとなる特別遺族一時金の額）未満のとき又は特別遺族年金の受給権者がその請求前に法第 61 条第 1 項各号に該当するに至りその権利が消滅した場合であつて、他に特別遺族年金を受けることができる遺族がないとき。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>5 特別遺族一時金</p> <p>(1) 受給者等（法第 59 条第 1 項及び第 2 項、第 62 条並びに第 63 条関係）</p> <p>ア 特別遺族一時金は、次の場合に支給するものとする。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 特別遺族年金の受給権者がなくなった場合において、それまでに支給された特別遺族年金の額が、1200 万円（(ア)の場合に支給されることとなる特別遺族一時金の額）未満のとき。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>

平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317003 号「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（特別遺族給付金の支給関係）について」
 新旧対照表（下線部が改正部分）（記の 1（2）関係）

改正後	改正前
<p>3 対象者（法第 2 条第 2 項及び第 59 条第 1 項関係） 死亡労働者の遺族であつて、労災保険法による遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅したものとする。 「死亡労働者等」とは、労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者又は特別加入者（労災保険法第 34 条第 1 項第 1 号等の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者）であつて、石綿にさらされる業務に従事することにより 2 の対象疾病にかかり、これにより死亡したもの（昭和 22 年 9 月 1 日以降に 2 の対象疾病にかかり、これにより平成 28 年 3 月 26 日までに死亡した者に限る。）をいう。</p> <p>4 特別遺族年金 (1) 受給資格者等（法第 59 条第 1 項から第 3 項まで及び第 60 条並びに規則第 3 条関係） ア 受給資格者の範囲 特別遺族年金を受けることができる遺族は、死亡労働者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 (ア)・(イ) 略 (ウ) 死亡労働者等がこの法律の施行の日（平成 18 年 3 月 27 日。以下「施行日」という。）の前日の 5 年前の日（平成 13 年 3 月 26 日。以下「特定日」という。）以前に死亡した者である場合にあってはその死亡の時から施行日までの間において、死亡労働者等が特定日の翌日（平成 13 年 3 月 27 日）から石</p>	<p>3 対象者（法第 2 条第 2 項及び第 59 条第 1 項関係） 死亡労働者等の遺族であつて、労災保険法による遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅したものとする。 「死亡労働者等」とは、労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者又は特別加入者（労災保険法第 34 条第 1 項第 1 号等の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者）であつて、石綿にさらされる業務に従事することにより 2 の対象疾病にかかり、これにより死亡したもの（昭和 22 年 9 月 1 日以降に 2 の対象疾病にかかり、これにより平成 13 年 3 月 26 日までに死亡した者に限る。）をいう。</p> <p>4 特別遺族年金 (1) 受給資格者等（法第 59 条第 1 項から第 3 項まで及び第 60 条並びに規則第 3 条関係） ア 受給資格者の範囲 特別遺族年金を受けることができる遺族は、死亡労働者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 (ア)・(イ) 略 (ウ) 死亡労働者等の死亡の時からこの法律の施行の日（平成 18 年 3 月 27 日。以下「施行日」という。）までの間において、次の①から⑤までのいずれにも該当しないこと。</p>

綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律
(平成 20 年法律第 77 号。以下「平成 20 年改正法」という。)
の施行の日の前日の 5 年前の日 (平成 15 年 11 月 30 日) まで
に死亡した者である場合にあってはその死亡の時から平成 20
年改正法の施行の日 (平成 20 年 12 月 1 日) までの間におい
て、死亡労働者等が平成 20 年改正法の施行の日の 5 年前の日
(平成 15 年 12 月 1 日) から施行日の前日 (平成 18 年 3 月 26
日) までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から
5 年を経過した日までの間において、死亡労働者等が施行
日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正
する法律 (平成 23 年法律第 104 号。以下「平成 23 年改正法」
という。) の施行の日の前日の 5 年前の日 (平成 18 年 8 月 29
日) までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から
平成 23 年改正法の施行の日 (平成 23 年 8 月 30 日) までの
間において、死亡労働者等が平成 23 年改正法の施行の日の 5
年前の日 (平成 18 年 8 月 30 日) から施行日から 10 年を経過
する日 (平成 28 年 3 月 27 日。以下「10 年経過日」という。)
の前日 (平成 28 年 3 月 26 日) までに死亡した者である場合
にあってはその死亡の時から 5 年を経過した日までの間にお
いて、次の①から⑤までのいずれにも該当しないこと。

①～⑤ 略

イ 略

(2) 額 (法第 59 条第 3 項及び令第 15 条関係)

略

(3) 略

(4) 請求手続等

ア 略

イ 特別遺族年金証書の交付 (規則第 11 条から第 13 条まで関係)

①～⑤ 略

イ 略

(2) 額 (法第 59 条第 3 項及び令第 9 条関係)

略

(3) 略

(4) 請求手続等

ア 略

イ 特別遺族年金証書の交付 (規則第 11 条から第 13 条まで関係)

(ア) 労働基準監督署長は、特別遺族年金の支給の決定をするときは、「特別遺族年金証書」(規則様式第9号)を交付しなければならない。

(イ)・(ウ) 略

ウ 略

5 特別遺族一時金

(1) 受給者等(法第59条第1項及び第2項、第62条並びに第63条関係)

ア 特別遺族一時金は、次の場合に支給するものとする。

(ア) 死亡労働者等が特定日以前に死亡した者である場合にあっては施行日において、死亡労働者等が特定日の翌日から平成20年改正法の施行の日の前日の5年前の日までに死亡した者である場合にあっては平成20年改正法の施行の日において、死亡労働者等が平成20年改正法の施行の日の5年前の日から施行日の前日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から5年を経過した日において、死亡労働者等が施行日から平成23年改正法の施行の日の前日の5年前の日までに死亡した者である場合にあっては平成23年改正法の施行の日において、死亡労働者等が平成23年改正法の施行の日の5年前の日から10年経過日の前日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から5年を経過した日において、特別遺族年金の受給者がいないとき。

(イ) 略

(2) 額(法第59条第4項及び令第16条関係)

ア・イ 略

(3) 略

(ア) 労働基準監督署長は、特別遺族年金の支給の決定をするときは、「特別遺族年金証書」(規則様式第1号)を交付しなければならない。

(イ)・(ウ) 略

ウ 略

5 特別遺族一時金

(1) 受給者等(法第59条第1項及び第2項、第62条並びに第63条関係)

ア 特別遺族一時金は、次の場合に支給するものとする。

(ア) 施行日において、特別遺族年金の受給者がいないとき。

(イ) 略

(2) 額(法第59条第4項及び令第10条関係)

ア・イ 略

(3) 略

6 請求期限（法第 59 条第 5 項関係）

特別遺族給付金の請求は、施行日から 16 年を経過したときはすることができない。また、先順位者の死亡等に伴う転給により後順位者に支給される特別遺族年金にあつては、先順位の遺族の権利が消滅したときから 16 年以内に請求しなければ、受給できなくなる。

6 請求期限（法第 59 条第 5 項関係）

特別遺族給付金の支給の請求は、施行日から 3 年を経過したときはすることができない。また、先順位者の死亡等に伴う転給により後順位者に支給される特別遺族年金にあつては、先順位の遺族の権利が消滅したときから 3 年以内に請求しなければ、受給できなくなる。

10 労災保険率の算定（法第 69 条、令第 12 条から 14 条まで並びに規則第 4 条及び第 5 条関係）

略

10 労災保険率の算定（法第 69 条、令第 11 条から 13 条まで並びに規則第 4 条及び第 5 条関係）

略

11 報告の徴収等（法第 70 条から第 74 条まで並びに規則第 26 条及び第 27 条関係）

特別遺族給付金の支給に関して必要があるときは、事業主や遺族等に対して、報告、文書の提出等を求め、また、事業場への立入検査を行うことができることとし、併せて、特別遺族給付金の受給権者が、正当な理由がなくその求めに従わない場合は、その者に対する特別遺族給付金の支給を一時差し止めることができることとする。

なお、事業場への立入検査等の際には、身分を示す証明書（規則様式第 10 号及び規則様式第 11 号）を関係人に提示しなければならない。

11 報告の徴収等（法第 70 条から第 74 条まで並びに規則第 26 条及び第 27 条関係）

特別遺族給付金の支給に関して必要があるときは、事業主や遺族等に対して、報告、文書の提出等を求め、また、事業場への立入検査を行うことができることとし、併せて、特別遺族給付金の受給権者が、正当な理由がなくその求めに従わない場合は、その者に対する特別遺族給付金の支給を一時差し止めることができることとする。

なお、事業場への立入検査等の際には、身分を示す証明書（規則様式第 2 号及び規則様式第 3 号）を関係人に提示しなければならない。